

告示第63号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月8日

雲南市長 石飛厚志



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
雲南市全域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日
令和4年3月7日

3. 対象地区の現状

1. 既に実質化していると判断している区域	41 集落
2. 令和3年度までに新たに実質化した区域 同種取決による実質化	185 集落
3. 市街地又は農業依存が低くプラン不要とした区域	97 集落
4. 今後実質化の取組を推進する区域 同種取決による実質化	8 集落
最適化推進員等による取組	7 集落

当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
30 経営体（未調整も含む）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手、受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手の育成確保に努めながら農地の集積を図り、生産品目の明確化や複合化、また6次産業化、高付加価値化を進める。